中小企業ぐんま

2004
VOL 514
8

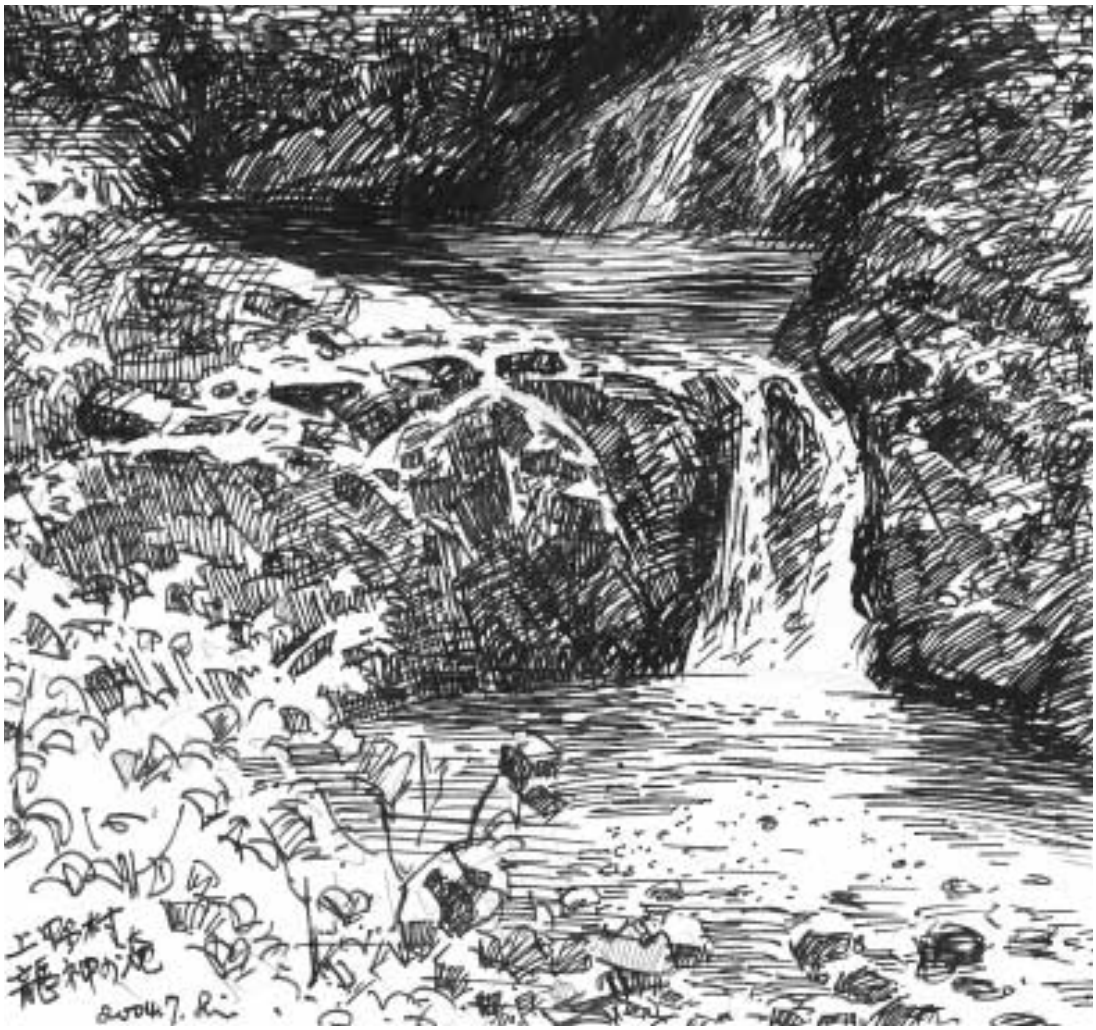

群馬県中小企業団体中央会

中小企業ぐんま
2004／8月号

目　次

◇全国大会要望事項決定〈関ブロ中央会会長会議〉……2
◇第百五十九回通常国会で成立した主な法律の概要……5
◇地区別連絡会議を開催……8
◇平成十六年度中小企業者に関する国等の契約の方針……9
◇調査ダイジェスト……10
県内中小企業景況動向調査（十六年四月～六月期）
◇暑中見舞名刺広告……12

組合訪問……24
群馬県菓子（工）

全国事例……25

ローカルエリアニュース……26
渋川駅前通り商店街（振）
水上温泉旅館（協）
桐生刺繍商工業（協）
（協）群馬県木造住宅研究会
匠のなかま21（協）

情報連絡員だより……28
業況、一進一退で推移

〈今我が業界は〉
群馬県電機（商）　黒崎新平

TOPICS……29

中央会だより……30
・業種別講習会を開催
・行政事務所との連絡会議を開催
・役職員研修会を開催
・労働問題懇談会を開催

県給連だより……31

お知らせコーナー……32

経済アラカルト

保証制度の見直しについて

保証は、主たる債務者がその債務を履行しない場合に、保証人となった者が代わりにその履行の責任を負うことによって、主たる債務を担保する制度である。

保証制度は、様々な経済取引において利用されているが、保証契約の内容について法律上特段の制限が設けられていないため、保証人が過大な責任を追及されるなどの問題も多く、保証人保護の必要性が指摘されてきた。

そのため、法務省では、保証人が過大な責任を追いがちな保証契約について、その内容を適正化する観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるなど、保証制度の見直しを行っており、中間試案において、貸金債務の根保証についての個人保証人の保護の方策として、①要式行為、②保証の限度額の定め、③保証期間等が検討されている。

また、産業構造審議会産業金融部会においても、産業金融機能強化の観点から中小・中堅企業の資金調達の円滑のために求められる新たな企業金融のあり方の中で検討が行われている。中間報告では、個人保証の適正化について、保証の上限や期限を設定しない包括根保証の廃止など、個人保証の制度の見直しなどが提言されており、保証人保護の観点から、その動向が注目されている。

全国大会要望事項決定

関東甲信越静ブロック中央会会長会議

関東甲信越静ブロック中央会会長会議が、去る七月二十二日、東京都において開催されました。同会議では、各都県中央会から提出された中小企業対策に関する要望をもとに、来る十一月十一日、新潟県で開催される第五十六回全国大会に向け、関東甲信越静ブロック中央会としての要望事項が次のとおり取りまとめられました。

■総　合

1．景気は総じて回復局面にあるとされるが、中小企業も実感できる確かな民需主導の景気回復の実現に向けて、財政、金融、税制改革などを有機的に結合し、補正予算も視野に入れた機動的かつ大胆な景気対策を強力に推進すること。

2．来年度の予算編成に当たっては、ベンチャー・創業や新技術・新製品開発の支援はもとより、既存中小企業の経営革新及び発展基盤の形成・強化を図ろうとする中小企業への強力な支援をはじめ、中小企業施策の抜本的な強化のため、中小企業対策予算の大幅な増額を図ること。

3．中小企業への官公需発注を増大するため、地方公共団体等に対する官公需施策の周知徹底と「国等の契約の方針」の実効を確保するとともに、官公需適格組合の優先活用を図ること。

4．親企業の優越的地位の濫用等による下請代金の支払遅延及び減額、給付の受領拒否などの違法行為に対し、違反企業を取り締まる検査官を大幅に増やして監視体制を一層強化するとともに、下請代金の不当な値下げ要求に対する法的規制を講ずること。

■組　織

1．中小企業が、経営革新や創業、技術・製品開発、新事業展開、産学官連携による研究開発等に取り組んでいくためには、中小企業組合をはじめとする中小企業連携組織の活用が極めて有効であるので、中小企業組合を活用した政策展開を積極的に行うとともに、中小企業連携組織対策の充実強化を図るため、十分な予算を確保すること。また、中央会の「中小企業連携組織支援機関」としての位置付けを明確化するとともに、中央会の指導体制を強化するため、国は、一般財源化された中小企業団体中央会の人件費が削減されぬよう、地方交付税を含めた所要の手当に万全を期するとともに、県において、中小企業連携組織支援専門機関としての中央会の支援体制の充実・事業の円滑な実施等ができるように、特段の配慮を講ずること。

2．中小企業組合が、時代の変化に対応した展開が出来るよう、法の改正と運用の弾力化を図ること。

①　所管行政庁は、組合員の多数を占める業種を所管する行政庁に一元化すること。

②　員外利用制限の緩和、組合設立要件（発起人の減少）の緩和

③　組合制度の社会的信頼性を高めるために、設立認可基準等に新たな規制を設けること。

3．高速道路別納割引制度は、大口利用企業だけを念頭においた制度にするのでなく、従来通り、同業種・異業種を問わず中小零細企業が幅広く加入できるよう中小企業組合を組み込んだ制度設計とすること。また、都市高速道路（首都高速・阪神高速）においても、同様の割引制度を導入するとともに、中小企業向けＥＴＣ機器購入に当たっての公的助成制度を拡充すること。

4．事業協同組合等が、市町村から委託を受け一般廃棄物の収集・運搬業務を共同受注する場合、組合員への配分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の再委託の禁止条項」に該当しない取扱いをすること。

■金　融

1．商工中金をはじめとする政府系中小企業金融機関は、中小企業にとって金融面での政策誘導及びセーフティネットなど極めて重要な役割を果たしているので、政府出資及び財政投融資等を増額するとともに、金利の引き下げ、国等による利子補給制度の創設、返済期間の延長（返済途中での償還猶予期間の創設）、無担保貸付制度の拡大等、制度の拡充強化を図ること。

2．中小企業の信用保証需要に対応できるよう、中小企業金融公庫の保険準備基金・融資基金、信用保証協会の基金補助金を増額し、信用補完制度の充実強化を図ること。

3．高度化融資について、既往借入分についても新規借入同様の低減金利を適用するとともに、償還期間の延長、無利子制度の拡充、返済猶予、金利の引き下げ、連帯保証人制度の見直し、借入手続きの簡素化・迅速化を図ること。

4．信用組合が協同組織の地域金融機関としての特性を発揮し、中小企業の負託に応えられるよう、信用基盤の確立及び経営体質の強化について全面的な支援を行うこと。

5．国は、中小企業の資金繰りに悪影響を及ぼさないよう、中小企業の立場で民間金融機関の貸し渋りや、行きすぎた選別融資などに対する監視と指導の徹底を図ること。

■環　境

1．循環型社会の構築に向け、中小企業が地球環境保護や安全・エネルギー対策等の社会的課題に円滑に対応できるよう、ＩＳＯ一四〇〇〇シリーズの取得、環境負荷低減のための技術開発、リサイクルシステムの構築等に対する支援策を拡充強化すること。

2．国及び地方自治体は、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の設置・確保を促進するとともに、中小企業が共同で取り組む廃棄物の減量化・リサイクル施設等の設置に対する支援策を強化すること。また、中小企業者や中小企業連携組織による廃棄物処理施設設置について、許可要件・手続きの見直しや簡易化を図ること。

3．国及び地方自治体は、中小企業が自主的に環境保全対策に取り組む姿勢に配慮し、環境法令及び条例の制定や改正に当たっては、審議会等を通じて、中小企業者の意見を十分に聴取するとともに、経営資源が限られている中小企業が確実に対応できるように助成措置等について特段の配慮を行うこと。

■税　制

1．景気を減退させ、消費者や中小企業の不安をあおる消費税率の引き上げは行わないこと。また、次の措置を講ずること。

①　消費税について、事業協同組合が簡易課税制度を選択した場合は、共同事業の実態に則し、第一種事業（卸売業）を適用すること。

②　消費税の納付方法については、直前の課税期間の確定消費税額により、中間申告の回数が決められているが、法人税との税負担の分散化を図り、納税者にとって納税しやすいよう、中間申告（納付）の回数を選択できるように改善すること。

③　簡易課税を選択した場合、原則として二年間は継続適用となるが、設備投資等の状況に適宜対応できるよう、簡易課税の適用期間を弾力的に運用すること。

2．中小企業の事業継承の円滑化を図るため、次の措置を講ずること。

①　中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法の改善を図ること。

②　個人事業用資産の後継者への贈与について、生前相続特例制度を創設すること。

3．固定資産税について、土地の評価方法の見直し、免税点の引上げ、税率の軽減、特例措置の拡大・創設等により、中小企業の税負担を軽減すること。また、産業活性化や土地の活用促進のため、不動産譲渡に伴う所得税や不動産取得税の軽減措置を積極的に行うこと。

4．創業支援組織である企業組合や事業統合組織である協業組合に対し、事業協同組合と同様の法人税率を適用すること。

5．税制面における中小企業者の定義を中小企業基本法に合わせるとともに、法人税について、中小法人の軽減税率適用所得金額を二千万円に引き上げること。

■流　通

1．中心市街地の活性化を強力に推進するため、地方自治体は、①「街づくり三法」の相互の整合性の確保と地域の実情に沿った運用、②土地

利用に関する広域調整ガイドラインの策定、③地域独自のルールとしての「街づくり条例」の制定、④公共施設の設置、⑤道路・公共交通機関・駐車場等交通アクセスの整備支援、⑥市街地におけるベンチャー企業の育成、⑦新商業核拠点の形成支援、⑧魅力ある個店の入居支援等、地域、住民の視点に立った、多様で個性ある魅力的な街づくりに積極的に取り組むとともに、特に商店街組合やＴＭＯが行っている中心市街地の活性化を阻害するような大型店の進出については抑制措置を強力に講ずること。また、中心市街地における固定資産税については、郊外型大規模小売店と比較して税負担の不公平が大きく、空店舗問題をはじめとした空洞化現象を引き起こす要因となっていることから、課税標準の引下げなど不公平の是正を図ること。

2．商店街を活性化させ、魅力ある商業集積とするため、以下の施策を強力に推進すること。

① 商店街組合・ＴＭＯ・街づくり会社等を介した土地・建物の取得・賃貸により、意欲ある商業者の入居を促進し、個店の新陳代謝をすすめるシステムの整備と大型店等の商店街活動への協力の確保

② 商店街が設置した公共性の高いアーケード等の共同施設の保守・修繕・解体等に対する補助の創設と、退店者が負担していた高度化資金返済分についての返済特例措置の創設

③ ＮＰＯや市民と商店街が連携して行うコミュニティ・ビジネスや、高齢者コミュニティ施設の運営、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業などへの支援策の拡充

④ 地域商業の若手リーダーを育成する「商人塾」への助成制度の創設やシニアアドバイザーの派遣等の支援策の拡充

⑤ 商店街空き店舗対策を拡充し、共同店舗に対する空きスペースの入居費（賃貸料）や改装費等の助成制度の創設

⑥ アーケードの道路占有料の全額免除

⑦ 公共性の高い商店街共同施設の借入償還にかかる賦課金と減価償却費との差額（所得）への非課税措置の創設

⑧ 安全・安心できる都市創造に向けて、環境整備事業（防犯カメラの設置等）を実施するための施策の拡充

3．大規模小売商業者等が行う不当廉売、差別的対価、不当表示、優越的地位の濫用等の不公正な取引に対し、公正取引委員会は監視指導を強化し、厳正・迅速に対処すること。

4．規制緩和の推進に当たっては、薬の販売など事業活動の相当部分が中小企業によって行われている事業分野について、その存立基盤に影響を及ぼすことのないよう、社会全体の状況を見極めつつ段階的かつ慎重に実施すること。

■労　働

1．社会保険・労働保険の公的保険は、中小企業の経営実態を充分に考慮し、過度の事業主負担については、抜本的な見直しを行うこと。また、パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大は行わないこと。

2．中小企業雇用対策の充実強化を図るため、次の措置を講ずること。

① パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額の大幅（年百五十万円）な引上げと、これに連動する社会保険の適用年収基準の引上げを行うこと。

② 中小企業労働力確保法等に基づいて実施されている各種支援施策については、中小企業が負担なく制度利用できるよう、申請手続き等の簡素化、利用要件の緩和、制度の統合、担当窓口の一本化等の措置を講ずること。

3．産業別最低賃金は、地域別最低賃金が定着している現在、屋上屋を架するものであり、廃止すること。また、地域別最低賃金についても、経済や中小企業経営の実態に合った、改定システムに改めること。

4．中小企業は若年者を採用しても定着率が低く、その雇用が困難なことから、若年者の就業意識を高めるよう、若年者就業対策として次の措置を講ずること。

① 中小企業への認識・理解等を深め、職業意識の育成をめざす学校教育への取り組み

② 小中高大の各教育段階において、実践的・体験的な産業教育の強化

③ 若年者に対し、ものづくりの面白さや大切さを教育し、ものづくりが身近に感じられる職業として、若い人達が興味、関心を持てるような施策の推進

第百五十九回通常国会で成立した主な法律の概要

年金改革関連法案を中心に百三十五件が成立

第百五十九回通常国会は、去る六月十六日、百五十日間の会期を終えて閉幕。今国会に内閣から提出された法案は全部で二百九件で、そのうち百三十五件が成立しました。
同国会で成立した主な法律及びその概要は次のとおりです。

■中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律

投資事業有限責任組合契約に関する制度の充実により事業者への資金供給の円滑化を図るため、投資事業有限責任組合が営むことを約することができる事業として、中小企業等以外の株式会社の発行する株式の取得及び保有、その株式を保有した株式会社の発行する社債その他の有価証券の取得及び保有その他の事業を追加する等所要の措置を講ずるもの。

同法は平成十年に「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」として制定され、中小未公開企業の株式等に投資する投資事業組合の投資家については、出資額までしか責任を負わないよう民法の特則が設けられた。

今回さらに使い勝手をよくするため、公開会社や大会社の株式の取得や、中小未公開企業を含めたあらゆる会社への債権の取得・融資の実行も許容する法改正がなされた。名称も「投資事業有限責任組合契約に関する法律」へと改められた。

■不正競争防止法の一部を改正する法律

最近における外国公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の効果的な実施を確保するため、日本国民が外国公務員等に対して不正の利益の供与等を行った場合における国外犯の処罰規定を整備するもの。

■コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律

コンテンツが国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、かつ、海外における我が国の文化等に対する理解の増進に資するものであるとともに、コンテンツ事業が将来において成長発展が期待される分野の事業であることにかんがみ、コンテンツの創造、保護及び活用の促進について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及びコンテンツ制作等を行う者の責務等を明らかにするとともに、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の基本となる事項並びにコンテンツ事業の振興に必要な事項等を定めるもの。

■著作権法の一部を改正する法律

著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードを情を知って国内において頒布する目的をもって輸入する行為等を著作権等の侵害行為とみなすこととするとともに、書籍又は雑誌の貸与について貸与権が及ぶこととし、あわせて著作権等を侵害した者に対する罰則を強化するための措置等を講ずるもの。

■破産法、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

破産手続の迅速化・合理化と公正さを確保するため、管轄裁判所の拡大、債権の調査・確定の手続の簡素化・合理化、破産手続開始前の保全処分の充実等の措置を講ずるとともに、自由財産の範囲の拡張、債権の優先順位の見直し、否認制度の整備等を行う新破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法その他の倒産処理手続関係法律、民法、その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めるもの。

■電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律

高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能にするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講ずるもの。

■不動産登記法、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

不動産登記についてその正確性を確保しつつ国民の利便性の一層向上を図るため、電子情報処理組織を使用する方法による申請を可能にし、申請手続に関する規定を見直し、磁気ディスクをもって調製された登記簿に登記を行う制度とするもの。

現在は、登記済証（権利証）と印鑑を持参し、法務局の窓口へ出向くことが原則とされるが、改正後は画面上で「登記識別情報」と電子署名などを打ち込むだけで登記申請ができるようになる。

■高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主は定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じなければならないこととするとともに、高年齢者等の再就職の促進に関する措置を充実するほか、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図る等をするもの。

■国民年金法等の一部を改正する法律

国民年金の保険料月額を来年四月から毎年二百八十円ずつ引き上げ、平成二十九年度以降は一万六千九百円に固定。厚生年金の保険料率（現在は年収の一三・五八％）を今年十月から引き上げ、平成二十九年九月以降は一八・三〇％で固定、給付水準（現在は五九・四％）は現役世代の五〇・二〇％を確保、七十歳以上の在職者の年金減額、離婚時の夫婦間での厚生年金分割等を定める。

また、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十六年度の国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定するというもの。

法律名	成立日	公布日	施行日
所得税法等の一部を改正する法律	三月二十六日	三月三十一日	平成十六年四月一日（一部の規定を除く）
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律	三月二十六日	三月三十一日	平成十六年四月一日（一部の規定を除く）
平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律	三月三十一日	三月三十一日	平成十六年四月一日
所得譲与税法	三月二十六日	四月一日	平成十六年四月一日（平成十六年度分の所得譲与税から適用）
クリーニング業法の一部を改正する法律	四月九日	四月十六日	公布日から六月以内（一部の規定を除く）
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律	四月十四日	四月二十一日	平成十六年四月三十日（一部の規定を除く）
中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律	四月十四日	四月二十一日	平成十六年四月二十一日（一部の規定を除く）
商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律	四月二十一日	四月二十八日	平成十六年七月一日（一部の規定を除く）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	四月二十一日	四月二十八日	公布日から六月以内（一部の規定を除く）
警備業法の一部を改正する法律	五月十九日	五月二十六日	公布日から一年六月以内
不正競争防止法の一部を改正する法律	五月十九日	五月二十六日	平成十七年一月一日
破産法	五月二十五日	六月二日	公布日から一年以内

■金融機能の強化のための特別措置に関する法律

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するもの。

具体的には、地域金融機関を中心に機動的に二兆円の公的資金を注入できるようになったことで、来年四月のペイオフの全面凍結解除に向け、金融システム強化策の道具が整った。

■株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

内外の金融情勢の変化に即応し、諸外国の制度との調和を図りつつ、より安全で、効率性の高い証券決済制度を構築していく必要性にかんがみ、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うほか、投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利について振替制度の対象に加える等、所要の措置を講ずるもの。

■証券取引法等の一部を改正する法律

内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する必要性にかんがみ、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能の強化並びに銀行等の金融機関の証券業務の範囲の見直しによる有価証券の販売経路の拡充を行うとともに、有価証券の対象範囲の拡大、目論見書制度の合理化、最良執行義務に係る規定の整備等、所要の措置を講ずるもの。

■所得税法等の一部を改正する法律

年金税制の改正、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の延長、居住用財産の買換え等の場合の損益通算及び繰越控除制度の拡充、土地建物等の長期譲渡所得の税率の引下げ等住宅・土地税制の改正、非上場株式の譲渡に係る税率の引下げ、特定中小会社の特定株式の取得等に係る投資促進税制の対象範囲の拡充等の中小企業等の支援のための改正並びに公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における上場株式等に係る優遇税率の適用等金融・証券税制の改正を行うとともに、法人の欠損金の繰越期間の延長、連結法人の法人税率の特例措置の廃止、特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図る等、所要の措置を一体として講ずるもの。

■地方税法等の一部を改正する法律

市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等の措置を講ずる。

法律名	成立日	公布日	施行日
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	五月二十五日	六月二日	破産法の施行日（一部の規定を除く）
コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律	五月二十八日	六月四日	平成十六年六月四日（一部の規定を除く）
電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律	六月三日	六月九日	公布日から一年以内
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律	六月二日	六月九日	公布日から五年以内（一部の規定を除く）
著作権法の一部を改正する法律	六月三日	六月九日	平成十七年四月一日（一部の規定を除く）
卸売市場法の一部を改正する法律	六月三日	六月九日	平成十六年六月九日（一部の規定を除く）
証券取引法等の一部を改正する法律	六月二日	六月九日	平成十七年四月一日（一部の規定を除く）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律	六月五日	六月十一日	公布日から六月以内（一部の規定を除く）
国民年金法等の一部を改正する法律	六月五日	六月十一日	平成十六年十月一日（一部の規定を除く）
知的財産高等裁判所設置法	六月十一日	六月十八日	平成十七年四月一日
不動産登記法	六月十一日	六月十八日	公布日から一年以内（一部の規定を除く）
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	六月十一日	六月十八日	新不動産登記法の施行日（一部の規定を除く）
金融機能の強化のための特別措置に関する法律	六月十四日	六月十八日	公布日から三月以内（一部の規定を除く）

地区別連絡会議を開催

本会では、六月二十二日の館林市を皮切りに、七月九日までの間に県内五地区（館林、前橋、太田、渋川、高崎）において、「地区別連絡会議」を開催した。

同会議では、改正労働基準法並びに改正消費税法等について、専門家より解説をいただくとともに、組合運営上の問題点や中央会への要望など活発な意見交換が行われ、会議後の懇親会では、出席者相互の交流が深められた。

広嶋一雄 先生

新井政信 先生

塚越正司 先生

■改正労働基準法について

館林、太田の二会場では、社会保険労務士の広嶋一雄先生に、また、前橋、渋川、高崎の三会場では、同じく社会保険労務士の新井政信先生に解説を頂いた。主な改正労基法のポイントは次のとおり。

○有期労働契約の見直し

・労働契約期間の上限を、現行の原則一年から原則三年に延長。

・高度で専門的な知識等を有する者、満六十歳以上の者の労働契約期間の上限を五年に。

・厚生労働大臣が、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を告示で策定し、行政が必要な助言及び指導ができるようになった。

そのため、労働契約の際、雇入通知書をパート従業員と取り交わし、期間終了時には、どんな場合に契約を更新するかどうかを明示しなければならない。

○「解雇ルール」の法制化の規定

従来、労基法では、一ヵ月前に予告するか、一ヵ月分の予告手当を支払えば、解雇することができた。今回の改正により民法の雇用契約の解除の考え方（解雇権濫用法理）が労基法に導入された。

そのため、使用者としては就業規則の解雇に関する規定に解雇事由を具体的に表記するとともに、万一訴訟を提起されたときのことも踏まえ、解雇事由発生に至るまでの注意や指導の内容を明記した詳細な記録を整備しておくことが必要である。

■改正消費税法について

五会場を通して、改正消費税のポイントを中心に、税理士の塚越正司先生にお話を頂いた。

平成十五年度税制改正において、消費税の免税点制度は従来の課税売上高三千万円以下が一千万円以下に引き下げられた。その結果、法人は平成十四年度、個人は平成十五年の課税売上高が一千万円を超えていれば、課税事業者となり、別途消費税の申告・納付をしなければならない。また、簡易課税制度は課税売上高二億円以下から五千万円以下に引き下げられた。

また、値札やチラシ等の商品の価格には消費税を含めた金額を表示することが義務付けられた。

さらに、キャッシュフロー経営の重要性が強調され、以下のような組合におけるキャッシュフロー経営のポイントが示された。

①本業で赤字を出さない。（受益者負担を貫く）

②定められた決済サイトを厳守する。

③組合員に対する配当金は極力増資に振り向ける。

④設備投資（共同施設等）をする場合、その事業からの利益で返済できるようにする。

⑤キャッシュを増やすときは借入金に頼らず、組合員の増資によって調達する。

平成十六年度中小企業者に関する国等の契約の方針

～中小企業の受注機会の増大を目指す～

政府は、七月十六日、「平成十六年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定しました。

今年度は、情報提供の促進に係る措置、分離・分割発注の推進に係る措置の追加等によって、中小企業者の受注機会の増大に努めるとしています。以下、その概要についてご紹介します。

Ⅰ　中小企業者向け契約目標

平成十六年度の中小企業者向け官公需契約目標額については、約四兆五千二十三億円となるよう努めるとしている。

中小企業者向け契約実績、契約目標

（単位：億円）

	平成15年度			平成16年度		
	官公需総実績額 A	中小企業者向け契約実績額 B	B/A (%)	官公需総予算額 A'	中小企業者向け契約目標額 B'	B'/A' (%)
国	70,815	33,429	47.2	53,385	23,104	43.3
公団等	33,811	15,229	45.0	45,099	21,919	48.6
計	104,625	48,658	46.5	98,484	45,023	45.7

この金額は、国については約二兆三千百四億円、公団等については約二兆千九百十九億円で、この結果、官公需契約の総予算額九兆八千四百八十四億円に占める中小企業者向け官公需目標額の割合は四十五・七％となる。

Ⅱ　中小企業者の受注機会の増大のための措置

前年度までの中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置について、一層の徹底を図るものとする。今年度においては、公正な競争に配慮し適切な運用を図る観点から、以下の措置の追加等によって、中小企業の受注機会の増大に努めるとしている。

①「情報提供の促進」を新規に措置項目として追加

ア．中小企業者向け契約の実績金額及び目標金額について、各省各庁等別の情報提供を行う。

イ．中小企業者向け契約の実績金額について、物件・工事・役務の別に詳細に情報提供を行う。

ウ．競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努める。

②「分離・分割発注の推進」に係る措置の追加

ア．経済合理性のない分割発注を回避するため、中小企業者の受注の機会の増大を目標として分割発注を実施する場合、その理由を公表する。

イ．分野に応じ、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等、発注体制の整備に努める。

③「技術力ある中小企業に対する受注機会の増大」に係る措置の具体化

ア．技術力ある中小企業の入札参加機会の拡大措置について、これまでの実施状況を取りまとめて公表し、これを踏まえて当該拡大措置の一層の活用に努める。

イ．技術力の正当な評価を踏まえ、技術力ある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化等の措置を一層進める。

④「新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置」に係る措置の追加

新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く）の増大を図るよう、特段の配慮に努める。また、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る入札参加資格のあり方の検討を行う。

⑤「官公需適格組合等の活用」に係る措置を追加

各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関別の官公需適格組合の受注実績を含め、発注機関に対し一層の周知徹底に努める。

平成16年４月－６月期

県内中小企業（製造業）景況動向

本会調査結果概要

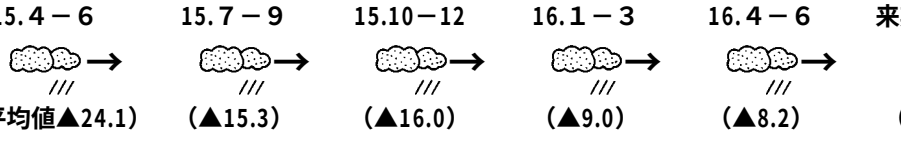

概　況

売上高と収益性を合せたＤＩ平均値（前年同期比）は▲八・二で、前回（平成一六年一―三月期）の▲九・〇から〇・八ポイント上昇、マイナス一桁台にて推移している。来期見通しでは▲八・〇と更に〇・二ポイント上昇するものの、マイナス一桁台で推移する見通しとなっている。

売上高ＤＩ（前年同期比）は、前回の〇・九から三・三ポイント下降して▲二・四と再びマイナス域へ転じている。また、来期見通しにおいても▲二・四とマイナス域にて推移する見通しとなっている。

収益性ＤＩ（前年同期比）は、前回の▲一八・九から四・九ポイント上昇して▲一四・〇となり、▲一〇台にて推移している。一方、来期見通しにおいても▲一三・六で〇・四ポイントと僅かながら上昇するものの、同じく▲一〇台にて推移する見通し。

業況（前年同期比）については、好転したとする企業が二〇・一％、悪化が二八・九％でＤＩは▲八・八となり、前回の▲一二・七から三・九ポイント上昇、マイナス一桁台へと回復した。一方、来期見通しでは▲八・〇と〇・八ポイント上昇、マイナス一桁台で推移する見通し。

設備投資実施率は二〇・九％で前回の二〇・六％から〇・三ポイント上昇、二〇％を超える実施率が続いている。業種別で二〇％以上の実施率となったのは食料品（二一・一％）、金属・同製品（二九・〇％）、機械・機器（三六・一％）、プラスチック製品（三三・三％）の四業種となっている。尚、目的別では「増産」が二八・八％とトップになっている。

業種別での売上高・収益性ＤＩ平均値（前年同期比）を見ると、金属・同製品二二・六、機械・機器二四・六、プラスチック製品一六・六の三業種でプラス、食料品▲二三・七、繊維・同製品▲一六・七、木材・木製品▲四三・八、紙加工品▲二・五、窯業・土石製品▲五七・五の五業種でマイナスとなっている。一方来期見通しでは紙加工品、金属・同製品、機械・機器、プラスチック製品でプラスとする他は全業種ともマイナスとなる見通しとなっている。

景況天気図でみると、全体では七期連続の「小雨」模様となり、来期見通しでも「小雨」模様が続く見通し。また、業種別で見ると金属・同製品、機械・機器、プラスチック製品で「薄日」、食料品、繊維・同製品で「小雨」、紙加工品で「曇り」、木材・木製品、窯業・土石製品で「雨」の見通しとなっている。

売　上　高

前年同期比で、売上増とする企業は二九・七％、売上減とする企業は三二・一％でＤＩは▲二・四となり、前回の〇・九から三・三ポイント下降し、再びマイナス域へ転じた。また、来期見通しにおいても▲二・四とマイナス域にて推移する見通し。

一方、業種別のＤＩでは、紙加工品、金属・同製品、機械・機器、プラスチック製品の四業種でプラスの他は全てマイナスとなっている。また、来期見通しも同じく紙加工品、金属・同製品、機械・機器、プラスチック製品の四業種でプラスとなる見通しとなっている。

設備操業率では、前回より上昇し

図表１　業況、売上高、収益性の動向（前年同期比）

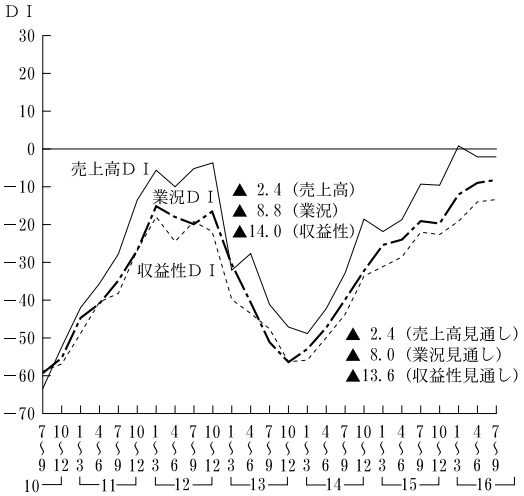

図表２　原材料、販売価格の動向（前期比）

（ＤＩ＝「上昇」企業割合－「下降」企業割合）

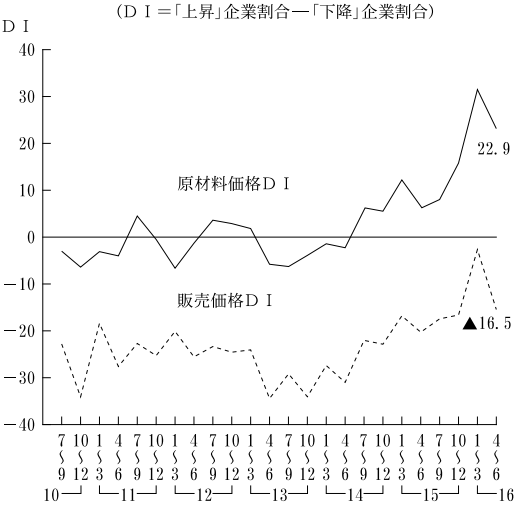

図表３　設備投資の動向

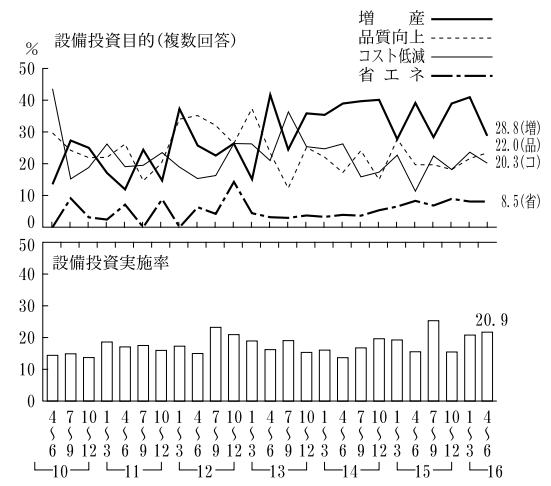

たとする企業が一〇・四%、下降が一八・五%でＤＩは▲八・一、前回の▲一二・二から四・一ポイント上昇したものの、マイナス域にて推移している。業種別のＤＩでは、金属・同製品、機械・機器でプラスの他はゼロまたはマイナスとなっている。

収益性

前年同期比で、収益性が好転したとする企業は一八・九%、悪化したとする企業は三二・九%で、ＤＩは▲一四・〇となり、前回の▲一八・九から四・九ポイント上昇。一方、来期見通しでは▲一三・六と僅かながら上昇するものの▲一〇台にて推移する見通しとなっている。

業種別のＤＩでは、金属・同製品、機械・機器、プラスチック製品でプラスの他は全てマイナスとなっている。一方、来期見通しでは、金属・同製品、機械・機器でプラスとする他は全業種ともマイナスとなり、特に、窯業・土石製品では▲五〇台の厳しい見通しとなっている。

原材料、販売価格（前期比）

原材料価格は、前期比で上昇したとする企業が二六・五%、下降したとする企業が三・六%で、ＤＩは二二・九となりプラス域にて推移している。また、業種別のＤＩでは、全ての業種でゼロまたはプラスとなっている。

販売価格では、前期比で上昇したとする企業は四・四%、下降したとする企業が二〇・九%で、ＤＩは▲一六・五となり、前回の▲二・三から一四・二ポイント下降、再び▲一〇台に転じ水面下での動きが続いている。尚、業種別のＤＩでは、紙加工品でプラス、木材・木製品でゼロとする他は全ての業種でマイナスとなっている。

設備投資

今期の設備投資実施率は二〇・九%で、前回の二〇・六%から〇・三ポイント上昇、二〇%台を超える実施率が続いている。

業種別で二〇%以上の実施率となったのは、食料品（二一・一%）、金属・同製品（二九・〇%）、機械・機器（三六・一%）、プラスチック製品（三三・三%）の四業種となっている。

組合訪問

群馬県菓子工業組合

今回訪問した群馬県菓子工業組合は、群馬県内の菓子製造販売業者の大多数が加入している組合。

梅雨明け間もない七月の某日、組合事務所に、小林理事長、大磯副理事長、岡田専務理事、事務局の柳沢ちえみさんを訪問した。

初めに、組合設立当時の様子について小林理事長に伺った。「当組合は、戦後の統制経済から開放された際に、原材料の円滑な購入を図るべく、当時県内各地に点在していた任意の菓子組合が結束し、協同組合として昭和三十六年に発足しました。昭和四十年には工業組合に生まれ変わり、業界の健全な発展を期して教育情報事業にも取り組んできました」

また、四十年以上の長きに亘って組合活動を継続してきたノウハウについては、「何よりも活性化を動機付ける事業を組合員に提案し続けてきたことだと思います。我が国では、年中行事や人生の節目で菓子が不可欠な存在となっているだけに、組合員に対する多面的な支援が不可避の課題と言えます」と語ってくれた。

最近の菓子業界は大手メーカーの攻勢が著しく、中小菓子製造業者にとっては厳しい経営環境にあるといわれている中で、地域菓子店の独自性や特色について話を向けると「地域性を活かした商品開発が大きなカギといえます。『地産地消』を徹底し、群馬ならではの個性的な菓子を生み出していく努力が求められています」とのこと。こうした中で、「菓子作りは、早朝からの仕込みや日曜日も休めない日が多いこと等、厳しい仕事内容が多く、銘菓と賞されるようになっても継承者がなかなか育たないことが悩みの種です」と後継者対策の難しさも聞かせていただいた。

柳沢さん、岡田専務理事、小林理事長、大磯副理事長

菓子フェスティバルでのひとコマ

組合事業については、「共同購買事業は、小豆等の原材料や手提げ袋、菓子箱、柏や桜の葉、さつまいもペースト、消毒液等の購入斡旋が中心です。また、四年に一度、上部団体である全国菓子工業組合連合会主催で開催される菓子博へのステップとして平成十二年に始まった『ぐんまの菓子フェスティバル』は、毎年多数の来場者を得て好評を博しております。さらに、食物に対する嗜好の変化に対応した売れる菓子作りのノウハウを探るために、年三回の予定で実施している技術講習会も重要な事業となっています」と事業内容を披露してくれた。

組合事業の中核となる事務局を受け持つのが柳沢さん。入職後日が浅いにも拘らず、組合の事務・経理から集金業務、組合員、関連団体、行政機関等との連絡調整に至るまで一人で担当されており、さぞやご苦労も多いと思われたが「色々な業界の方々との出会いがとても楽しく、仕事が辛いと思ったことはありません」と明るい答えが返ってきた。

最後に、組合事業の今後について小林理事長に伺うと「菓子作りには夢があります。その夢を実現していくためにも『最大多数の最大幸福』を目指した組合事業の推進こそが必要と考えています」と語ってくれた。

組合の概要

理事長　小林大治
所在地　〒三七一―〇八〇五
　　前橋市南町二―四二―六
電　話　〇二七―二二一―一二六二
設　立　昭和四十年二月二七日
組合員　三百四十六人

全国事例

組合情報

ここに掲載した情報は、全国中央会が全国の組合等に関する情報を収集・編集した「地域組合情報」より抜粋したものです。
その他、詳細情報をご希望の方は、本会情報課までご連絡ください。

松本市に「屋台村」

―― 長野県

松本市内の繁華街に昔の賑わいを呼び戻す目的で設立した「うら町活性化事業協同組合」では、十一月のオープンを目指し、屋台風の飲食店二十店舗を集めた屋台村「松本うら町横丁」（仮称）を開設する。

屋台村は、組合員が駐車場としている約六百四十平方メートルを利用し、割安で飲み食いできる飲食街区を形成する計画。長野県や松本市の助成金も活用し、同組合が総事業費五千万円前後で開設する。

八月末までに松本市や周辺地域から出店者を募り、出店者の選考を行う。若い男女も集められる店づくりを想定し、「リピーターが集う施設」を目指す。

エコショップを開店

―― 宮城県

古川市の「四季彩通り商店街振興組合」では、空き店舗を活用し、ごみの減量化と資源の再活用などに取り組む「エコショップ四季彩・メリーゴーランド」を開店した。

営業は、十一月十六日迄の期間限定で、昨年に次いで二回目。期間中は、無休で営業している。

ショップの運営は会員制で、会費は月千円。期間中、新聞や雑誌、段ボール、ペットボトルなどを会員に自由に持ち寄ってもらうほか、再利用可能な日用品や会員の手作りの品などをフリーマーケットで販売する。また、高齢者向けの無料休憩所「還暦サロン」を設け、カラオケを楽しめる座敷も設置した。

企業のＩＴ化を支援

―― 広島県

企業の情報技術（ＩＴ）活用を支援する「広島ＩＴコーディネータ協同組合」では、広島銀行と提携し、取引先企業のＩＴ化を支援する事業に乗り出す。

このＩＴ化支援事業は、広島銀行が昨年の十二月に地方銀行として初めて着手したビジネスマッチングの一環。有料でも取引先の支援ニーズが大きいと判断し、同組合との提携に至ったもの。広島銀行が同組合に顧客を紹介し、同組合は紹介手数料を支払う仕組み。

金融機関がＩＴの無料相談窓口を設けているケースはあるが、有料で紹介するケースは全国でも初めてという。

色彩判別カードを作成

―― 京都府

「京都塗料商業協同組合」では、国土交通省で検討が進められている「景観形成促進法」（仮称）制定の動きに対応し、建物や景観設備を塗り替えるときに使用する色彩判別カードを独自に作成した。

一般に使用されている日本塗料工業会発行の「日塗工色見本帳」は、用途範囲が広いうえ、景観に合わない色も多く、使い勝手が悪かったという。そこで同組合では、街や景観にマッチする色を中心に組合独自で作成したもの。

判別カードは、幅五センチ、長さ十八センチの大きさ。「エレガント＆ハーモニー」をテーマにベストカラー三十色を選んだ。

LAN
Local Area News
ローカルエリアニュース

ふれあいバザールを開催

渋川駅前通り商店街（振）

渋川駅前通り商店街振興組合（飯塚章理事長、組合員四十八人）では、六月十二日、第三十回ふれあいバザールを開催した。

同バザールは、毎月第二土曜日に開催されているが、今回は、渋川市の市制施行五十周年記念協賛事業の「まちなか　あじさいまつり」も併せて行われた。

当日は、「なつかしき昭和」と題した写真展、チンチン電車や民家の模型展、子供竹馬作り・ベーゴマ遊び教室などが開催された。

また、協賛事業の一環として、あじさいの苗木がプレゼントされた他、あじさいを描く絵画教室、街角コンサート、商店街ゆかた散策めぐり等、様々なイベントが行われた。

多くの来街者で賑わうふれあいバザール

さらに、屋台村やフリーマーケットも設けられ、同商店街は多くの来街者で終日賑わいを見せていた。

女将グッズで水上温泉をＰＲ

水上温泉旅館協同組合（協）

水上温泉旅館協同組合（久保富雄理事長、組合員二十九人）では、組合婦人部である「しらさぎ会」（日垣由美代表、会員数十六人）が中心となって女将グッズを制作した。

これまでの観光土産品では今ひとつ宣伝効果が弱かったことから、水上らしさと女将のイメージを前面に出した商品について同会メンバーが独自に考案したもので、水上温泉の思い出をいつまでも残せるよう、女性の視点から実用性を重視した「カップ&ソーサー」、「あぶら取り紙」、「扇子」を商品化した。

実用性を重視した女将グッズの数々

いずれの商品にもしらさぎ会のシンボルであるおかみさんマークが入っており、色柄やデザインなど、既存の土産品とは一線を画すものとなっている。

女将グッズは、しらさぎ会会員旅館十六軒の売店等で販売されている。同会では、今後更なる新商品開発により、水上温泉のＰＲに取り組んでいく予定。

販路開拓を目指し　交流会を開催

桐生刺繍商工業協同組合（協）

桐生刺繍商工業協同組合（下山勝理事長、組合員四十三人）では、七月十四日、同組合青年部会（村田欽也部会長、会員二十一人）が中心となり、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合青年部（持谷明宏部長、会員九十人）との間で交流会を開催した。

これは、同組合の販路開拓の一環として初めて開催されたもので、今回は旅館・ホテルで使われる備品類への刺繍技術の応用についてのプレゼンテーションと意見交換を軸に進められた。

会場には、同青年部会のメンバーがこの日のために制作した刺繍製品や青年部会として開発した半纏などについてのプレゼンが行われ、旅館ホテルの青年部との間で、価格やメ

刺繍製品のプレゼンを行う青年部会員

ンテナンス方法などについて活発な意見交換が行われ、双方の若手経営者にとって実り多き交流会となった。

同青年部会としては、様々な組合青年部を対象に、同様な交流会を今後とも継続開催していくことで、我が国有数の刺繍産地ならではの高品質な製品の拡販に取り組んでいきたいとしている。

家づくりセミナーを開催

（協）群馬県木造住宅研究会

協同組合群馬県木造住宅研究会（田尾嘉正理事長、組合員十二人）では、六月十九日、群馬県庁の会議室において、第二回ぐんま家づくりセミナーを開催した。

同セミナーは、優良な県産材を使って良質な住環境を作りたいという需要に応えるため、昨年度より行っているもので、前回同様、定員を上回る参加者を得て開催された。

高い関心を集めた家づくりセミナー

当日は、県のマイホーム利子補給制度、木材の正しい使い方、気密・断熱の知識、通風・採光を考えた家づくりのノウハウなどについて、県の担当者や住宅建築の専門家、同組合の役員などから詳細な説明が行われ、その後、個別相談会も併せて行われた。

会場では、熱心にメモを取る参加者の姿が見られるなど、関心の高さをうかがわせるセミナーとなった。

尚、同組合では、今回のセミナーを含め、組合活動の様子を組合ホームページを通じて情報発信しており、様々な住宅の問い合わせにも応じている。詳しくは、左記アドレスまで。

http://www.geocities.co.jp/NeverLand/6660/

常設展示会場オープン

匠のなかま21（協）

自然素材のメリットを活かした家づくりを目指して組織化された匠のなかま21協同組合（塚本昭次理事長、組合員六人）では、このほど、高崎市倉賀野町の新柳瀬橋北交差点脇に、組合で取り扱う製品を集めた常設展示場を開設した。

同展示場内には、炭の消臭効果や有害物質の吸着分解機能を活かしたオリジナル建材「光炭家（ひかりすみか）」や半永久的に有害物質を分解する効果を持つ光触媒塗料の展示と、これらを居間やトイレの施工に応用した実例に触れられるスペースが設けられている。

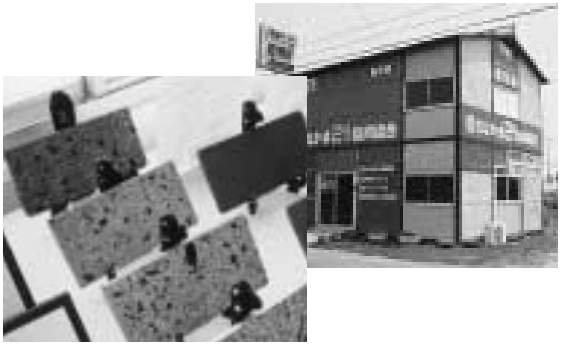

常設展示場とオリジナル建材展示

最近の家づくりはコスト優先の風潮が強く、シックハウス症候群の原因物質が多用される一因にもなっていると言われている。同組合では、こうした風潮に歯止めをかけるべく、自然素材の重要性を訴えることにより独自製品の販路拡大にも結び付けていきたいとしている。

尚、同組合では、現在、住まいの情報を提供してくれるホームアドバイザーを広く募集している。詳しくは、組合事務局（〇二七―三四七―三四三一）まで。

業況、一進一退で推移

	景況天気図	概　　況
全　体	5月 → 6月	製造業は、受注量に業種間格差が見受けられ、全体に単価の低迷により収益状況は厳しい。非製造業は、天候の影響などにより売上に格差も見受けられるが、全体的に低調に推移。全体の業況は、一進一退で推移。
製造業	食料品	小麦粉は、即席麺が不調、パン用も高い気温で推移したことにより減少、全体に売上は低調。製麺は、中元時期に加え好天の影響もあり乾麺が好調、一方で燃料や包装資材の値上がりを危惧。漬物は、キムチが健闘。
	繊維・同製品	桐生は夏物和装が順調。依然、服地は低迷、輸出も中国向けのサンプル要求が多いものの引合いまで至らず。ニット生産・繊維製品は、秋物受注への切り替え時期ながら受注は低調。レースは、低価格化に苦慮。
	窯業・土石製品	生コン出荷量は、公共工事が低調で全体的に落ち込み、売上の減少、収益悪化により厳しい業況が続いている。コンクリート製品も、公共事業が低調で厳しい業況。ブロックは、全体に売上は減少、企業間格差が拡大。
	機械・金属	輸送機器関連を中心に、概ね受注は堅調に推移している。引き続き厳しいコストダウン要請もあり、全体的に価格は低迷、収益上がらず苦慮。電気関連は、多少夏物家電に動きが見受けられるも、全体に厳しい業況。
	その他	原木市場は、梅雨期ながら雨が少なく、例年より入荷量は増えたものの、需要不振により相場は安値で推移。段ボールは、原材料価格を製品価格に十分転嫁できず、依然販売価格は低迷、全体に収益状況は厳しい。
非製造業	卸売業	売上は前年並みに推移するも、販売価格低迷により、収益状況は厳しい。生鮮野菜は、台風等の影響により入荷量が減少、相場は高値で推移するも、空梅雨により作柄への影響を懸念。水産物は前年を上回り売上増。
	小売業	家電はプラズマＴＶ等で伸びが見られるが、全体的に販売単価は低迷。石油は、仕入価格の上昇分を転嫁しきれず収益状況は厳しい。商店街は、天候の影響で売上は低調、依然として来街者の減少に苦慮。
	サービス業	温泉旅館は、全体的に客数や宿泊単価が伸び悩み、売上は減少。自動車整備需要は、前年並みに推移したが、単価の低下から厳しい収益状況。不動産は、一部で競売物件を競落し、土地分譲や建売販売するところも。
	建設業	公共工事受注件数は依然として少なく、全体に厳しい業況が続いている。電気工事は、季節的にエアコンの取付工事が若干増加するも、売上増加に結びつかず、全体に厳しい業況。塗装は、民需の塗り替え工事が好調。
	運輸業	梅雨期でも雨が少なく、気温も高めに推移したため、飲料関係やエアコン等の電化製品で動きが活発となり、全体に売上はやや増加。運賃水準の低迷、燃料価格も高値で推移し、依然として収益は厳しい状況が続く。

今我が業界は

群馬県電機商業組合

顧問　黒﨑新平氏

（情報連絡員）

― 業況について ―

過当競争による経営の圧迫、経営者の高齢化や後継者不足など業界を取り巻く環境は厳しさが続いています。今年の商況は、冷夏だった昨年に比べるとエアコンなど夏物家電の売れ行きも伸びています。また、液晶やプラズマなど薄型テレビも、地上波デジタル放送の開始、更にアテネオリンピックの開催という追い風もあって好調です。地域家電店は今が絶好の商機と認識し、積極的な販売に乗り出していく時です。

― 組合事業について ―

昨年は、ＢＳデジタル放送スタートに先駆け桐生地区の約2万世帯でアナログ周波数の変換事業を実施しました。初めての試みで苦労もありましたが、多くを学ぶことができました。

家電製品は絶えず進化するので常に新しい知識と技術力をもって消費者の要望に応えていくことが必要です。新しい時代に対応し、組合員の繁栄発展に繋がる事業を展開していけるよう、組織一丸となって取り組んでいます。

TOPICS

「独立行政法人中小企業基盤整備機構」について

中小企業総合事業団（信用保険業務は中小企業金融公庫に移管）、地域振興整備公団（地方都市開発整備等業務は独立行政法人都市再生機構に統合）、認可法人産業基盤整備基金が七月一日に統合し、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」として新たに発足した。

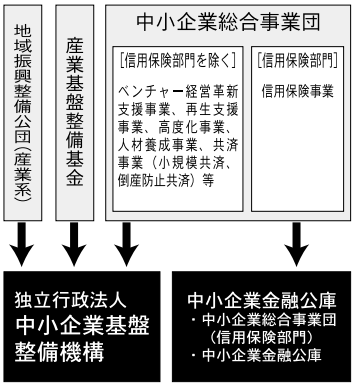

◆事業内容

①創業・新事業展開の促進、②経営基盤の強化、③経営環境変化への対応、④期限の定められた業務、の四本柱に取り組み、およそ五年の中期目標及び中期計画を定めている。

①創業・新事業展開の促進

・「民間活動機関等の活動促進」
ベンチャーファンド出資、既存中小企業のためのファンド出資、民間機関とのネットワーク

・「新事業の実現のための踏み込んだ経営支援」
専門人材による事業プランの具体化等支援、人材・市場・ファンド等のマッチング、ソフトとハードの一体的インキュベーション運営

②経営基盤の強化

・「経営者等の知見の充実」
中小企業大学校による実践的かつ利便性の高い研修

・「相談・助言体制の整備」
ワンストップ相談機能の強化や、分かりやすい施策情報の提供

・「連携・集積への支援」
高度化融資、商業集積・中心市街地活性化

③経営環境変化への対応

・「再生支援の促進」
ファンド組成、再生支援協議会への支援

・「小規模企業共済・倒産防止共済制度」
資産運用の効率化・貸付回収向上、加入促進、加入者サービスの向上

④期限の定められている業務

・「産業用地業務の着実な実施」
全国に広がる産業用地で、生産、研究開発、サービスなど、ニーズを踏まえた産業用地の分割整備や価格の設定による分譲等の促進

「競争環境整備室」の設置ついて

――経済産業省

経済産業省は、本省及び地方経済産業局に、競争環境の整備に特化した専門部署である「競争環境整備室」を新たに設置した。

◆機能・役割

「競争環境整備室」では、市場経済との接点でもある地方経済産業局を最大限に活用しながら、事業者間の競争紛争に関する情報（相談や通報）を総合的に受け付ける窓口を設け、これを適切に処理するとともに、重要市場における有効競争レビューを行うことにより、市場機能の強化に向けた産業政策を相互的に展開し、経済の活性化を図る。

◆業務内容

①競争紛争の解決に向けた支援

経済産業省に寄せられる事業者間の競争紛争に関する情報（相談や通報）を総合的に受け付ける窓口を設け、適切な処理を行う。

具体的には、競争紛争に関する相談に対して丁寧にアドバイスを行う。また、競争紛争のために法令上の措置が必要な場合は、法令上の権限を有する部局に対し、事案を紹介し、必要に応じ調査・措置の請求を行う。

また、通報者情報が外部に漏れないよう厳正に管理することにより、産業界をはじめ、関係者が安心して相談できる体制を整備する。

②有効競争レビューの実施と市場機能の強化策の展開

重要市場に関して、その競争状況について市場関係者の参加も得ながら調査分析・評価を行う（有効競争レビュー）。また、窓口に寄せられた情報や有効競争レビューに基づいて、市場機能を強化するための政策を展開していく。

③競争環境整備小委員会の設置

業務に関する助言機関として、産業構造審議会に競争環境整備小委員会を設置（予定）。

中央会だより

業種別講習会を開催

七月十三日、桐生市商工会議所会館において、東群馬環境整備(協)を対象に業種別講習会を開催した。当日は、中小企業診断士・社会保険労務士で(有)コンサルティングワイズ代表取締役の山田泰章氏を講師に迎え、「ヤル気を引き出す組織とは?」をテーマに講演が行われた。

講演では、「ヤル気を定着させるメカニズムは、動機、動因、誘因である」とした上で、「組織の活性化には目標の明確化・浸透及び達成意欲が必要で、その鍵を握るのがリーダーである」と、リーダーの役割の大切さを改めて力説した。

行政事務所との連絡会議を開催

七月十五日、前橋市・群馬県中小企業会館において、行政事務所との連絡会議を開催した。

会議では、本会深井専務理事の開会挨拶に続き、行政事務所を代表して前橋行政事務所の反町総務経済部長より挨拶をいただいた。

その後、高橋常務理事を座長に議事が進められ、東宮事務局長より平成十六年度中央会事業の概要、金沢指導部長より組合設立指導概況についてそれぞれ説明を行った。また、各行政事務所担当官からは、管内業況、地域企業動向、更には雇用をめぐる状況等について説明があり、活発な意見交換が行われた。

役職員研修会を開催

七月二十一日、役職員研修会として県外視察研修を実施した。当研修会は、群馬県中小企業団体事務局長会との共催で毎年開催しているもので、今回は東京の築地市場と防衛庁本庁舎の視察研修が行われ、四十名が参加した。

築地市場では、職員の案内で仲卸業者売場等を見学。その活気と物量に圧倒された。また、午後には、平成十二年に移転した防衛庁新庁舎を見学。厳格な身元チェックの後、東京裁判の舞台となった記念館や現在の自衛隊活動を紹介する広報展示室等、広い敷地内を約二時間にわたって見学した。

労働問題懇談会を開催

七月二十二日、前橋市・マーキュリーホテルにおいて、労働問題懇談会を開催した。時宜に応じた労働問題をテーマに開催しているもので、当日は、業界あるいは地域を代表する組合役職員等二十三名が出席。

はじめに、今年三月に施行された改正労働者派遣法について、(有)新井労務管理事務所代表取締役の新井政信氏より基調講演が行われ、続いて、六月に実施した春季賃金改訂状況並びに夏季賞与支給見込等調査結果について、事務局より概要説明を行った。その後、労務管理等について活発な意見交換が行われた。

県給連だより

安全な食材の安定的調達の充実・強化を目指す

群馬県給食協同組合連合会では、先の通常総会で、役員全員任期満了に伴う改選が行なわれ、会長に栗本靖彦氏が再選され、新執行部が誕生した。また、総会終了後には、食の安全をテーマに研修会を開催し、給食事業におけるリスク管理について学んだ。

◇新会長に栗本靖彦氏を再選

群馬県下には協同組合組織による五つの給食センター（前橋、高崎、桐生、東毛、館林）があり、各給食センターは地域中小企業の福利厚生の一環として事業所向けお弁当の提供を行っている。

その地域の給食センターを会員とする群馬県給食協同組合連合会では、先の第三十三回通常総会において、平成十五年度事業報告・決算、各センターの業容拡大が図られるよう、安全な食材の安定的な調達に対する支援を盛り込んだ平成十六年度事業計画・予算が原案どおり承認または決定された。

また、役員全員任期満了に伴う役員改選が行われ、栗本靖彦会長が再選されるとともに、理事十一名、監事二名が選任された。

新役員名簿

（順不同・敬称略）

職名	氏名	所属・役職
会長（代表理事）	栗本靖彦	高崎共同食事㈱ 理事長
副会長	三宅正俊	館林福祉事業㈱ 理事長
専務理事	清塚光行	高崎共同食事㈱ 常務理事
理事	廣田稔	前橋中小企業福祉㈱ 理事長
理事	日野昇	桐生中小企業福祉事業㈱ 理事長
理事	竹澤博	東毛福祉事業㈱ 理事長
理事	田岡杲作	前橋中小企業福祉㈱ 専務理事
理事	坂部義治	桐生中小企業福祉事業㈱ 専務理事
理事	西島輝	東毛福祉事業㈱ 常務理事
理事	保々賀右	㈱足利給食センター 専務理事
理事	森下正一	佐野給食センター福祉事業㈱ 専務理事
監事	志賀貴美江	館林福祉事業㈱ 総務部長
監事	廣田紹	東毛福祉事業㈱ 理事・総務部長

◇食の安全管理手法の確立について研究

総会終了後、「食の安心を提供するために何をすべきか」と題して、群馬県食品安全会議食品安全課安全推進グループリーダーの須野原修氏にお話をいただいた。研修の要旨は次の通りであった。

冒頭、須野原氏は「食の安全とは、危険因子が皆無な状態を示すものではなく、社会的に心配しなくても良いレベルに収まっているかどうかということである。食品自体にも有害物質は含まれているものであり、有害物質を安全な基準に抑えていくための管理手法こそが重要なのである」と解説。さらに、群馬県食品安全会議の取り組みを引用しながら、その対策について言及。

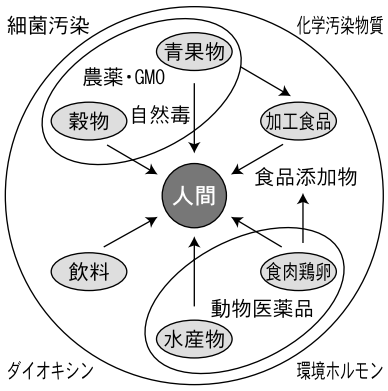

「食品の安全管理のポイントは、食品の中には必ず危害が存在するという視点に立つことが大切である。HACCPの管理手法の原点もそこにある。給食産業に携わる方にとっては、現場においてどのような有害物質や細菌があるのかをよく理解しておくことが肝要といえる。そして、食品関連業者が食の安全について知っておくべきキーワードは、リスク（存在する結果として生じる健康への悪影響の確立と程度）とハザード（具体的な危害）である」とし、研修を締め括った。

お知らせコーナー

■中堅リーダー研修のご案内

―― 群馬県中央会

本会では、今年も中堅リーダー研修を左記の通り開催致します。

本研修は、体験学習を取り入れ、リーダーシップ、人材育成法などを研修するとともに、マネジメントスキルの養成として財務・企業倫理等について解説します。奮ってご参加下さい。

・対　象　役員等を除く管理・監督者及び候補者
・日　程　九月十三日（月）～十五日（水）
・会　場　国民宿舎「榛名吾妻荘」
・講　師　教育コンサルタント　雨宮　利春氏
・受講料　三万八千円
・定　員　三十六名

※詳細は、本会振興課まで。

■「商人塾」の開催について

―― 群馬県商店街振興組合連合会青年部

群馬県商店街振興組合連合会青年部では、専門店がパワーアップするための体系的な学習と、継続的な研修を通じての人脈・ネットワーク形成を目的に、ショップマネジメント講座「商人塾」を左記のとおり開催致します。

また、研修翌日には、参加店舗の個別診断、個別の経営課題にも対応しますので、奮ってご参加下さい。

・対　象　県振連青年部員ほか、県内中小小売業者
・日　程
第一回　九月二日（木）
第二回　九月二十七日（月）
第三回　十一月八日（月）
第四回　十一月二十五日（木）
第五回　一月二十四日（月）
※全日程　午後七時～九時三十分
・会　場　前橋東急イン
・講　師　㈱マネジメントコア前田代表取締役　前田　進氏
・受講料　一万円（会員外一万五千円）
※計五回の資料・夕食代
・定　員　二十名

※お問い合せは、本会振興課まで。

■支店長に砂土居義博氏

―― 商工中金前橋支店

平成十六年七月十二日付けで、商工中金前橋支店長に砂土居義博氏が着任されました。

尚、中川祐一・前支店長は、本店総務部参事役に異動となりました。

砂土居義博氏

八月の金融相談所スケジュール

◆商工中金前橋支店
午後一時～午後三時

◆太田商工会議所
八月四日、十一日、十八日、二十五日

8月のテレビ番組
企業未来！チャレンジ21
テレビ東京　毎週土曜日 6:30～6:45

7日　連携で商店街活性化～にぎわい再生にOB人材活用～
☆創業塾（第二創業コース）の開設について

14日　創業者の偉業を受け継ぐ～福祉機器のトップメーカー～
☆情報満載“J－NET21”

21日　規制緩和をチャンスに転化～気象予報サービスで新技術開発～
☆中小企業退職金共済制度について

28日　ユニーク製品開発は資金調達が決め手～公的支援活用のソフトメーカー～
☆備えて万全　安心経営！中小企業倒産防止共済制度

編集後記

▼記録的な猛暑が続く中、局地的な集中豪雨や台風の襲来など、今年の夏は異常気象で終始しそうです。実りの秋に向け農作物等への影響もさることながら、ようやく立ち直りかけている景気に水を差すことがないよう祈るばかりです。

▼今年の役職員研修会は、猛暑の中、築地市場と防衛庁本庁舎の施設見学を行いました。どちらも広大な敷地の中を説明を聴きながら、汗だく、駆け足で廻りましたが、築地市場の青果部ではちょうど群馬のキャベツが入荷しており、評判は上々のようでした。防衛庁では入場に際し、一人一人身元チェックが行われ、勝手に集団を離れることが許されないなど厳しい管理下での見学でしたが、説明の内容はあまりに観光ガイド的で、わが国が現在直面している防衛問題の難しさ等が伝わってこなかったのは残念な気がしました。

▼トップセミナー、中堅リーダー研修そして全国大会と、八月以降の本会主要事業のご案内がお手元に届いているかと思います。猛暑が過ぎれば実りの秋です。積極的なご参加をお待ちしております。

〈表紙絵・李　志宏氏〉